

本府でも北部を中心に被害が拡大し、特に水稲では生育の遅れに加え、葉イモチの多発、出穂後も穂首イモチやその他の病害によって、大幅な収量減が避けられないことが日を追って明らかになってきています。また小豆、トマト、とうがらしやメロン、桃などの野菜や果樹、転作物にも被害が及んでいます。

更にこの間の台風十三号による水稲の倒伏や果樹などの被害が追い討ちをかけ、農家に深刻な打撃を与えています。

本府では去る八月二十七日、知事が記者会見で、農家への特別融資などの実施を表明されていますが、このような事態に際し、府下の農業と農家の経営を守るために、さらに次の対策を講じられるよう申し入れます。

- ① 被害の状況については、共済組合まかせでなく、府として被害の実態把握に万全を期すこと。
 - ② 稲や果樹などの病虫害防除に要した、例年使用量を超える薬剤費は、全額府・市町村・農協で援助すること。
 - ③ 減収に伴い、再生産に必要な経費が確保できない農家には、無担保無保証、低利の緊急融資を行い、府・市町村での利子補給、償還猶予など農家の立場にたった援助を行うこと。米の出荷ができない農家に対しては、予約概算金の返納猶予を無利子で行わせること。また授業料、国保税、住民税などの減免措置を講じること。
 - ④ 共済制度については、評価事務を適正かつ迅速に行い、給付金の支給を早めること。必要な場合仮渡しを行い、また農協等で立替払いを行う場合、府・市町村で利子補給を行うこと。
 - ⑤ 主食用米の確保を最優先とし、他用途利用米の割当て優先集荷を止めさせ、加工原料用米はくず米で対応させること。品質低下に伴う等外米についても、適正な価格で国に買上げさせること。
 - ⑥ 米の適正な備蓄により、ゆとりある需給計画となるよう、来年度以降の食糧政策、減反政策の全面的な見直しを国に強く要求すること。
 - ⑦ また、来年の水稲種子の確保に万全の措置を講じること。
- ⑦ 国に対して、今期冷夏を天災融資法に基づき天災に指定し、あわせて「激甚地」に指定するよう強く要求すること。

冷夏、長雨による農作物被害対策に関する申し入れ

近畿農政局長 殿
京都食糧事務所長 殿

一九九三年九月六日

六月から八月にかけて、長雨と日照不足、異常な低温が続き、さらに例年になく早い台風の影響も加わって、全国的に農作物の被害が大きな問題となつていきます。その被害は七十八年ぶりといわれた昭和五十五年の冷夏を上回るものとさえ言われています。

京都府下でも北部を中心に被害が拡大しており、特に水稲では生育の遅れに加え、葉イモチの多発、出穂後も穂首イモチやその他の病害によって、大幅な収量減が避けられないことが日を追って明らかになってきています。また小豆、トマト、とうがらしやメロン、桃などの野菜や、果樹、転作物にも被害が及んでいます。

更にこの間の台風十三号による水稲の倒伏や果樹などの被害が追い討ちをかけ、農家に深刻な打撃を与えています。

このような事態に際し、政府は直ちに被害農家の早期救済の立場にたつて、次の対策を講じられるよう申し入れます。

- ① 被害の状況については、共済組合まかせでなく、すべての被害の実態把握に万全を期すこと。
- ② 今期冷夏を天災融資法に基づき天災に指定し、あわせて「激甚地」に指定すること。
- ③ 米の出荷ができない農家に対しては、予約概算金の返納猶予を無利子で行うこと。
- ④ 共済制度については、評価事務を適正かつ迅速に行い、給付金の支給を早めること。必要な場合仮渡しを行い、また農協等で立替払いを行わせること。
- ⑤ 主食用米の確保を最優先とし、他用途利用米の割当て優先集荷を止めること。加工原料用米はくず米で対応すること。品質低下に伴う等外米についても、適正な価格で買上げること。また、今年のような不作の年については、米の検査基準を一律にせず、実態に見合つて適切に対応すること。
- ⑥ 米の適正な備蓄により、ゆとりある需給計画となるよう、来年度以降の食糧政策、減反政策の全面的な見直しを行うこと。また、米不足を利用した自由化攻撃が意図的に展開されているが、米の国内需給をあくまで貫くこと。